4　改正法附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで（旧法第六十五条の七第一項の表の第八号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の七第一項、第七項、第十項、第十四項から第二十一項まで、第二十三項、第二十四項、第二十八項、第二十九項及び第三十一項から第四十七項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五項	事業年度（第三十九条の百六第九項前段	事業年度（旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第九項前段
	ときは（第三十九条の百六第九項前段	ときは（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧効力連結措置法施行令」という。）第三十九条の百六第九項前段
第十八項	第三十九条の百六第十二項前段	旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第十二項前段
第二十三項	第六十八条の七十八第八項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第八項
第二十四項	法第六十八条の七十八第八項	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第八項
第三十四項第二号及び第四号	法第六十八条の七十九第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
第三十七項	法第六十八条の七十八第一項に規定する	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項に規定する
	法第六十八条の七十九第八項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項
第三十八項	又は第六十八条の七十九第五項	又は旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
	法第六十八条の七十九第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
	法第六十八条の七十九第八項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項
第四十三項	、法第六十八条の七十八第一項	、旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項
	法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産
第四十四項	第六十八条の七十九第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
	、法第六十八条の七十九第八項	、旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項
	法第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産

5　改正法附則第九十条第八項の規定の適用がある場合における新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条の九第一項第二号	又は	若しくは
	の規定	又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の九の規定
第三十九条の九第二項第二号	又は	若しくは
	の規定	又は旧効力措置法第六十五条の七第一項（旧効力措置法第六十五条の八第七項にあっては、旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）若しくは旧効力措置法第六十五条の八第九項（旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定
第三十九条の二十八第二号）	）又は	）若しくは
	の規定	又は旧効力措置法第六十五条の七第一項（旧効力措置法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定
第三十九条の二十八第三号）	）又は	）若しくは
	の規定	又は旧効力措置法第六十五条の七第九項（旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定
第四十四項	第六十八条の七十九第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
	、法第六十八条の七十九第八項	、旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項
	法第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産

6　改正法附則第九十条第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第百二十二条の十四第三項	特例等）の規定	特例等）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十条第八項（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定
第百二十三条の八第九項第四号	同法	租税特別措置法
	第十一項又は	第十一項若しくは
	）に規定する	）又は旧効力措置法第六十五条の八第十項若しくは第十一項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）に規定する